

平成 27 年 9 月 28 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

平成 27 年 6 月の弁護士相談等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

平成 27 年 6 月の弁護士相談等

2 質問の要旨

平成 27 年 6 月中に鎌倉市として弁護士に相談や依頼した案件、相談内容、依頼内容、部署名、弁護士名、日時、費用（支払額）その弁護士の回答、見解など其々全て明らかにせよ。

3 答弁を求める者

副市長

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 10 月 1 日まで） ・ 無

（理由：緊急質問や総務常任委員会で番外質問、必要によって議会再開を求める為。）